

第2期大東市子ども・子育て支援事業計画

中間見直し（案）

令和4年 月

大阪府大東市



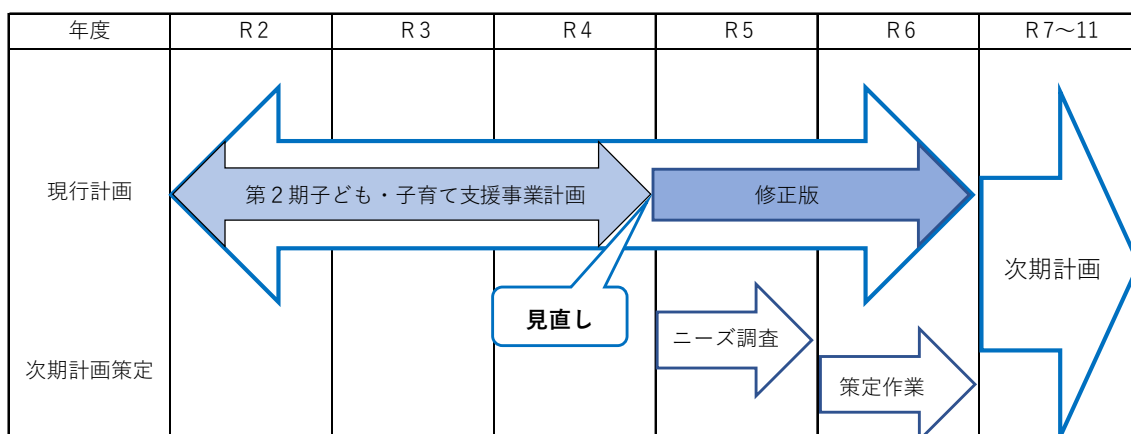
第1章 計画見直しにあたって

1. 大東市子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度では、各市町村における子ども・子育て家庭の状況や関連事業の利用状況、保育ニーズを把握した上で、5年を1期とする事業計画を策定し、事業を実施することとされています。

本市におきましても、令和2年3月に「第2期大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援法に基づく就学前教育・保育や、地域における子育て支援の充実を進めています。また同時に、平成21年3月に策定した「子ども夢プランⅢ（大東市次世代育成支援対策行動計画）」を継承する事業としても位置付けを行っています。

2. 計画の中間見直しについて



大東市子ども・子育て支援事業計画では、幼児期における教育・保育、及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保の方策」（量の見込みに対応する事業の整備量と実施時期）を定めています。計画期間の中間年を目安として必要に応じた計画の見直しを行うこととなっていることから、中間年にあたる令和4年の状況（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績）を踏まえ、事業計画の見直しを行います。

各年度の「量の見込み」は、就学前児童の推計人口にアンケート調査等から得られたニーズ割合を乗じることによって算出していますが、保護者の労働形態の多様化や女性の社会進出等の社会環境の変化等に伴い、計画値と実績値に乖離が生じている事業もあります。また、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、潜在的ニーズを超えて利用数が

減少している状況から、子育てサービスの内容や提供方法についても変化が生じています。

中間見直しではこのような状況を踏まえ、推計人口と実態との乖離や保育所等の施設利用状況、また、幼児教育・保育の無償化の影響などを加味し、幼児期の教育・保育の提供体制に関する「量の見込み」及び「確保の方策」の見直しに関する検討を行います。

なお、国の基本指針では、「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」とされており、令和4年4月1日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みと比較して10%以上の乖離がある場合（実績値/量の見込み \leq 90%、110% \leq 実績値/量の見込みとなる場合）には、「大きく乖離している場合」に該当するものとして、原則として見直しを行います。また、10%以上の乖離が生じていない場合についても、「令和5年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合」には、「大きく乖離している場合」に準じて、見直しを行うこととされています。

参考：教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）（抜粋）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

（略）

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の二の（一）又は四の二の（一）により定めた**当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。**このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、**必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。**都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

第2章 大東市における幼児教育・保育を取り巻く状況

1. 現在の状況

事業計画における量の見込みと、令和4年4月1日時点の支給認定ごとの実績値との比較では、全体として乖離率はほぼ10%以内に収まっています。

認定区分ごとに見込みと実績の乖離率を見ると、2号認定は109.43%と量の見込みより実績値が大きくなっており、これは、共働き家庭の増加や、無償化の実施による保育ニーズの拡大が、事業計画策定時の予測を超えて進んでいることによるものと考えられます。

(表1) 子ども・子育て支援事業計画における令和4年度の「量の見込み」と「実績値」

区分	量の見込み (人)	実績 (人)	乖離率 (%)
1号認定	941	907	96.38
2号認定	1,410	1,543	109.43
3号認定	1,104	1,008	91.30
合計	3,455	3,359	97.22

2. 人口動態

12歳未満の人口は、平成29年度当初は11,898人であったものが、令和4年度当初においては10,406人と、5年間で1,492人減少しています。

一方で、減少率は平成30年度以降、おおむね2%台で推移しており、事業計画の予測値と比較すると、やや下げ止まりの傾向がみられます。

なお、第2期計画にあたる令和2年度以降の12歳未満人口については、ほぼ事業計画の見込みどおりに推移しています。

(表2) 当初事業計画と中間見直しにおける12歳未満人口推計の比較

	第1期			第2期				
	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
事業計画	11,898	11,577	11,275	10,928	10,641	10,375	10,084	9,841
中間見直し (※)	11,898	11,577	11,275	10,994	10,673	10,406	10,145	9,891
差	0	0	0	66	32	31	61	50

※平成29年度～令和4年度は実績値

3. 施設利用率の変動

(1) 教育・保育施設の利用ニーズについて

2号・3号認定児童の施設利用率は引き続き増加傾向がみられます。これは、令和元年度に開始された幼児教育・保育の無償化制度や、共働き世帯の増加によるものと考えられます。

一方で、コロナ禍における保育施設の利用控えや、全国的な出生数の低下といった要因により、利用者数は令和2年度をピークにやや減少しており、第2期事業計画最終年度である令和6年度末に向けて、保育の需給バランスを引き続き注視する必要があります。

(表3) 施設利用率の推移および見込み

4/1現在	平成30年度								4/1現在	令和元年度							
	児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率				児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率		
		2・3号	1号				2・3号	1号			2・3号	1号					
0歳	819	143	0	0	17.5%	17.5%	0	0歳	830	161	0	0	19.4%	19.4%	0		
1歳	904	428	0	0	47.3%	47.3%	0	1歳	820	399	0	0	48.7%	48.7%	0		
2歳	885	453	0	0	51.2%	51.2%	0	2歳	914	494	0	0	54.0%	54.0%	0		
3号認定	2,608	1,024	0	0	39.3%	39.3%	0	3号認定	2,564	1,054	0	0	41.1%	41.1%	0		
3歳	888	454	110	190	84.9%	51.1%	33.8%	3歳	880	470	135	156	86.5%	53.4%	33.1%		
4歳	904	465	110	220	87.9%	51.4%	36.5%	4歳	883	467	147	159	87.5%	52.9%	34.7%		
5歳	917	457	117	230	87.7%	49.8%	37.8%	5歳	896	473	144	174	88.3%	52.8%	35.5%		
1・2号認定	2,709	1,376	337	640	86.9%	50.8%	36.1%	1・2号認定	2,659	1,410	426	489	87.4%	53.0%	34.4%		
合計	5,317	2,400	337	640	63.5%	45.1%	18.4%	合計	5,223	2,464	426	489	64.7%	47.2%	17.5%		

4/1現在	令和2年度								4/1現在	令和3年度							
	児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率				児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率		
		2・3号	1号				2・3号	1号			2・3号	1号					
0歳	797	144	0	0	18.1%	18.1%	0	0歳	734	140	0	0	19.1%	19.1%	0		
1歳	865	435	0	0	50.3%	50.3%	0	1歳	806	415	0	0	51.5%	51.5%	0		
2歳	831	471	0	0	56.7%	56.7%	0	2歳	849	480	0	0	56.5%	56.5%	0		
3号認定	2,493	1,050	0	0	42.1%	42.1%	0	3号認定	2,389	1,035	0	0	43.3%	43.3%	0		
3歳	906	518	176	135	91.5%	57.2%	34.3%	3歳	821	491	185	95	93.9%	59.8%	34.1%		
4歳	885	510	182	162	96.5%	57.6%	38.9%	4歳	900	532	199	141	96.9%	59.1%	37.8%		
5歳	880	506	175	176	97.4%	57.5%	39.9%	5歳	888	508	203	148	96.7%	57.2%	39.5%		
1・2号認定	2,671	1,534	533	473	95.1%	57.4%	37.7%	1・2号認定	2,609	1,531	587	384	95.9%	58.7%	37.2%		
合計	5,164	2,584	533	473	69.5%	50.0%	19.5%	合計	4,998	2,566	587	384	70.8%	51.3%	19.4%		

4/1現在	令和4年度								4/1現在	令和5年度							
	児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率				児童数	利用者数(保育所・認定こども園・小規模)			利用者数(幼稚園)	施設入所率		
		2・3号	1号				2・3号	1号			2・3号	1号					
0歳	761	142	0	0	18.7%	18.7%	0	0歳	760	137	0	0	18.0%	18.0%	0		
1歳	768	396	0	0	51.6%	51.6%	0	1歳	786	393	0	0	50.0%	50.0%	0		
2歳	804	470	0	0	58.5%	58.5%	0	2歳	789	452	0	0	57.3%	57.3%	0		
3号認定	2,333	1,008	0	0	43.2%	43.2%	0	3号認定	2,335	982	0	0	42.1%	42.1%	0		
3歳	835	504	185	88	93.1%	60.4%	32.7%	3歳	795	490	180	80	94.3%	61.6%	32.7%		
4歳	814	495	195	101	97.2%	60.8%	36.4%	4歳	808	504	185	85	95.8%	62.4%	33.4%		
5歳	901	544	207	131	97.9%	60.4%	37.5%	5歳	783	487	183	99	98.2%	62.2%	36.0%		
1・2号認定	2,550	1,543	587	320	96.1%	60.5%	35.6%	1・2号認定	2,386	1,481	548	264	96.1%	62.1%	34.0%		
合計	4,883	2,551	587	320	70.8%	52.2%	18.6%	合計	4,721	2,463	548	264	69.4%	52.2%	17.2%		

4/1現在	令和6年度							
	児童数	利用者数（保育所・認定こども園・小規模）		利用者数（幼稚園）	施設入所率			
		2・3号	1号		2・3号	1号	1号	
0歳	750	134	0	0	17.9%	17.9%	0	
1歳	771	383	0	0	49.7%	49.7%	0	
2歳	773	441	0	0	57.1%	57.1%	0	
3号認定	2,294	958	0	0	41.8%	41.8%	0	
3歳	779	498	170	89	97.2%	63.9%	33.2%	
4歳	785	502	180	80	97.1%	63.9%	33.1%	
5歳	804	518	185	85	98.0%	64.4%	33.6%	
1・2号認定	2,368	1,518	535	254	97.4%	64.1%	33.3%	
合計	4,662	2,476	535	254	70.0%	53.1%	16.9%	

(2) 1・2号認定児童の施設利用ニーズの見込み

3歳以上の施設入所率については、令和4年度当初に96.1%と高い割合になっております。

内訳をみると1号認定は減少し、2号認定は増加しており、この傾向は今後も続くことが見込まれますが、就学前人口が減少傾向にあることから、1号認定児童数の今後の見込みを、令和5年度、令和6年度にそれぞれ812人、789人、2号認定児童数の見込みを1,481人、1,518人と推定しました。事業計画における令和6年度の量の見込みは、1号認定児童896人、2号認定児童1,342人であり、2号認定児童は事業計画の量の見込みをやや上回る見込みです。

(3) 3号認定児童の施設利用ニーズの見込み

3号認定児童についても、施設入所率は増加している一方で、出生数の減少により利用者数としては減少傾向にあることから、令和5年度、令和6年度の3号認定児童の人数は、それぞれ982人、958人と推定しています。これは、事業計画におけるそれぞれの年度の確保の内容である、1,116人、1,130人を下回っていることから、現在の事業計画の整備内容でニーズの充足が可能であると思われまます。

(表4) 事業計画と実績及び見込みとの比較

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
事業計画	量の見込み (①)	999	1,497	1,051	969	1,451	1,090	941	1,410	1,104
	確保の内容	1,436	1,563	1,080	1,436	1,563	1,092	1,436	1,560	1,104
実績 (②)		1,006	1,534	1,050	971	1,531	1,035	897	1,543	1,008
乖離率 (②/①)		1.00	1.02	0.99	1.00	1.06	0.95	0.95	1.09	0.91

		令和5年度			令和6年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号
事業計画	量の見込み (①)	908	1,360	1,118	896	1,342	1,130
	確保の内容	1,436	1,563	1,116	1,436	1,563	1,130
今後の見込み (②)		812	1,481	982	789	1,518	958
乖離率 (②/①)		0.89	1.09	0.88	0.88	1.13	0.85

上記より、令和6年度の幼児教育・保育に関する事業計画の内容につきましては、必要とされるサービスを提供可能であることから、中間見直しを行わないこととします。

第3章 地域子ども・子育て支援事業 の中間見直しについて

1. 現在の状況

子ども・子育て支援法第59条では、各市町村は子ども・子育て支援事業計画に基づき、同法第1～13号に掲げられている、「地域子ども・子育て支援事業（以下、「13事業」という。）」を行うこととされています。本市における、令和3年度までの地域子ども・子育て支援事業の実施状況は以下のとおりです。

事業名		内容	H30	H31	R2	R3	R3乖離率 (実績/見込)	
①	時間外保育事業 (単位：人)	量の見込	765	821	921	945	97.88	
		確保の内容	765	821	921	945		
		実績値	889	1,036	922	925		
②	放課後児童 健全育成事業 (単位：人)	低学年	量の見込	1,112	1,151	972	971	94.44
			確保の内容	1,112	1,151	972	971	
			実績値	992	968	878	917	
		高学年	量の見込	219	217	284	305	89.84
			確保の内容	219	217	284	305	
			実績値	239	259	221	274	
③	子育て短期支援事業 (単位：人日)	量の見込	30	30	30	30	0.00	
		確保の内容	30	30	30	30		
		実績値	23	23	10	0		
④	地域子育て支援拠点事業 (単位：人回)	量の見込	124,190	124,190	118,312	118,325	16.78	
		確保の内容	124,190	124,190	118,312	118,325		
		実績値	118,301	100,524	23,016	19,860		
⑤	幼稚園型 一時預かり事業 (単位：人日)	1号	量の見込	56,120	56,120	53,359	51,869	48.27
			確保の内容	56,120	56,120	53,359	51,869	
			実績値	51,850	51,850	48,666	47,307	
		2号	量の見込	51,850	51,850	48,666	47,307	
			確保の内容	51,850	51,850	48,666	47,307	
			実績値	103,075	46,090	33,763	47,874	
	幼稚園以外の一時預かり事業	量の見込	3,908	4,286	3,616	3,658	72.20	
		確保の内容	3,908	4,286	3,616	3,658		
		実績値	3,305	2,678	2,516	2,641		
⑥	病児・病後児保育事業 (単位：人日)	量の見込	1,569	1,684	689	777	4.12	
		確保の内容	1,569	1,684	689	777		
		実績値	617	593	28	32		

⑦	ファミリー・サポート・センター事業 (単位：人日)	1～3 年生	量の見込	399	399	424	438	109.66
			確保の内容	399	399	424	438	
		4～6 年生	量の見込	201	201	205	214	
			確保の内容	201	201	205	214	
		全学年合計	実績値	785	897	819	715	
⑧	利用者支援事業 (単位：箇所)	量の見込	1	1	1	1	100.00	
		確保の内容	1	1	1	1		
		実績値	1	1	1	1		
⑨	乳児家庭全戸訪問事業 (単位：人)	量の見込	1,010	1,092	840	811	95.56	
		確保の内容	1,010	1,092	840	811		
		実績値	859	831	756	775		
⑩	養育支援訪問事業 (単位：人)	量の見込	15	15	15	16	37.50	
		確保の内容	15	15	15	16		
		実績値	12	6	4	6		
⑪	妊婦健康診査事業 (単位：人)	量の見込	14,600	15,300	10,111	9,780	98.02	
		確保の内容	14,600	15,300	10,111	9,780		
		実績値	10,430	11,090	10,078	9,586		

2. 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて

上記事業のうち、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、幼稚園型一時預かり事業、幼稚園以外の一時預かり事業、病児・病後児保育事業、養育支援訪問事業の7事業において、実績値と事業計画に10%以上の乖離が生じておりますが、放課後児童健全育成事業はおおむね計画通りの利用状況であり、また下記の事業につきましては、潜在的ニーズの減少以外の要因によるものと考えられることから、見直しの対象とはしないこととします。

・子育て短期支援事業、養育支援訪問事業

量の見込みに対し、実績値が大きく割り込んでいますが、これらの事業は年度によって利用に波があり、一定のサービス提供量が必要であると考えられるため、見直しは行いません。

・地域子育て支援拠点事業、幼稚園以外の一時預かり事業、病児・病後児保育事業

実績値の落ち込みは、新型コロナウイルスの影響によるものが大きく、潜在的ニーズについては大きな落ち込みが生じていないものと推測されるため、見直しは行いません。

幼稚園型一時預かり事業については、実績値が事業計画における量の見込を大幅に下回っており、令和3年度までの実績値と事業計画を比較したところ、事業計画における需要量の見込みとの間に大きな乖離が見られました。このため、令和5年度以降の見込みを実績に合わせて見直し、確保内容についても地域の実態に即した数値とします。

【変更前】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	102,025	99,176	96,472	93,809	91,235	
1号認定	53,359	51,869	50,455	49,062	47,716	
2号認定	48,666	47,307	46,017	44,747	43,519	
確保の 内容	②延べ人数	102,025	99,176	96,472	93,809	91,235
	施設数	20	20	20	20	20

【変更後】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	102,025	99,176	96,472	48,000	48,500	
1号認定	53,359	51,869	50,455	24,960	25,220	
2号認定	48,666	47,307	46,017	23,040	23,280	
確保の 内容	①延べ人数	102,025	99,176	96,472	48,000	48,500
	施設数	20	20	20	20	20
実績	②延べ人数	33,763	47,874	-	-	-
乖離 (②-①)	△68,262	△51,302				

第4章 子どもの貧困対策計画

1 子どもの貧困対策計画について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月より施行されました。同年8月には、「子供の貧困に関する大綱」が策定され、10の基本的な方針、25の子供の貧困に関する指標とともに、指標の改善に向けた当面の重点施策として「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「子供の貧困に関する調査研究等」「施策の推進体制等」の6施策が示されました。

令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、子どもの貧困対策は、子どもの将来だけでなく現在に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進すること等が目的に追加されたほか、市町村における子どもの貧困対策計画策定についての努力義務が明記されました。

本市では、令和2年3月に「第2期大東市子ども・子育て支援事業計画」を策定しましたが、本計画と一体的に取り組むべきものとして、今回の中間見直しに合わせて「子どもの貧困対策計画」を子ども・子育て支援事業計画の一部として位置づけ、子どもの貧困の解消に向けて、すべての子どもが夢や希望を持つことができる社会の実現のため、本計画とともに「子どもの貧困対策計画」を推進するものとします。

2 子どもの生活実態調査から見える現状

(1) 実態調査の概要

- ①調査期間：令和4年1月28日から令和4年2月14日まで
- ②調査対象：大東市在住の児童手当及び児童扶養手当の受給者から無作為抽出
- ③調査方法：郵送による配布・回収
- ④回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
児童手当及び 児童扶養手当の受給者	3,000通	1,268通	42.3%

⑤調査結果の表示方法

- ・小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかと

いう見方になるため、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

⑥本調査における生活困窮世帯の定義

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準（“貧困線”）とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯年収についての質問の回答より“貧困線”を算出し、“貧困線”以下の世帯年収の世帯を「中央値1/2未満」（生活困窮世帯）と定義しています。本調査では、中央値が176.78万円、貧困線が88.39万円となっております。

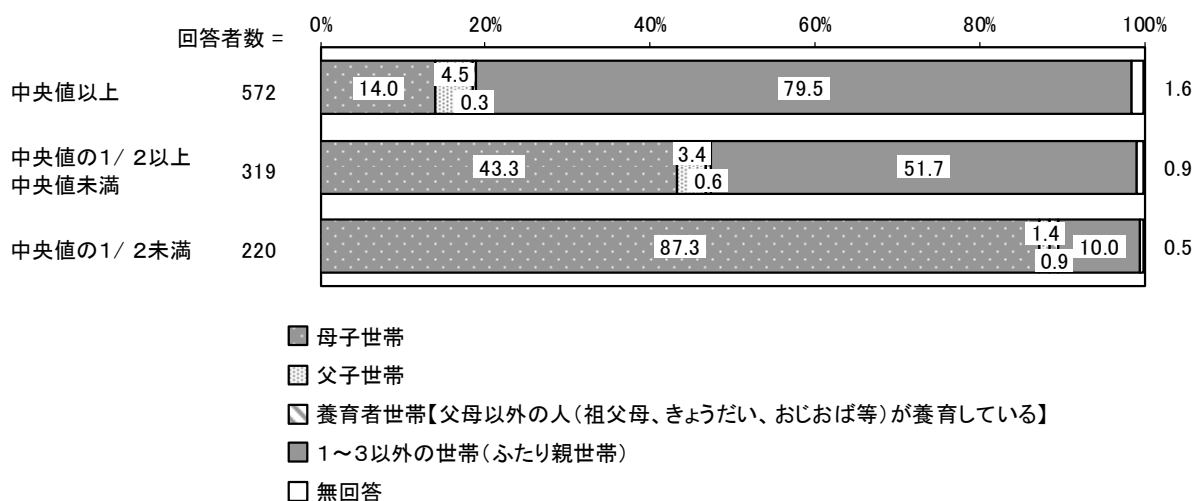
（例）世帯所得が「500～550万円」で世帯人員が5人の場合、世帯所得を525万円として算出します。

$$\text{（当該世帯の“等価可処分所得”）} = (525 \text{万円}) \div (\sqrt{5}) \approx (234.8 \text{万円})$$

（2）主な調査結果の抜粋

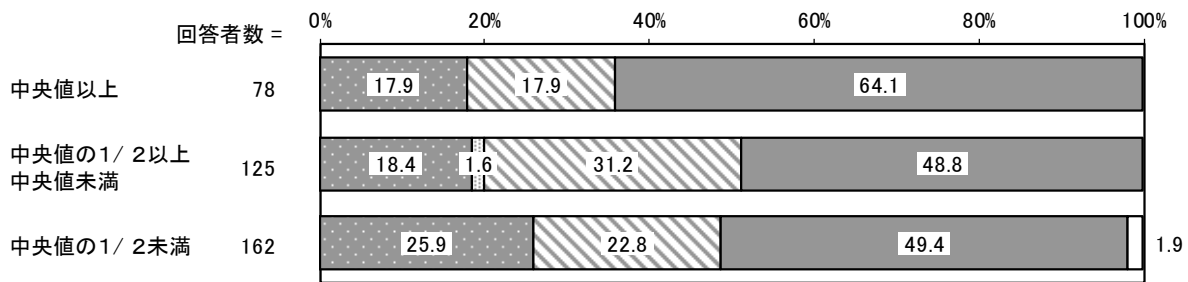
①世帯の状況

世帯の状況は、中央値以上で「1～3以外の世帯（ふたり親世帯）」の割合が、中央値の1/2未満で「母子世帯」の割合が高くなっています。



②ひとり親世帯の養育費

中央値以上で「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」の割合が、中央値の1/2未満で「取り決めをしており、養育費を受け取っている」の割合が高くなっています。また、中央値の1/2以上中央値未満で「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」の割合が高くなっています。

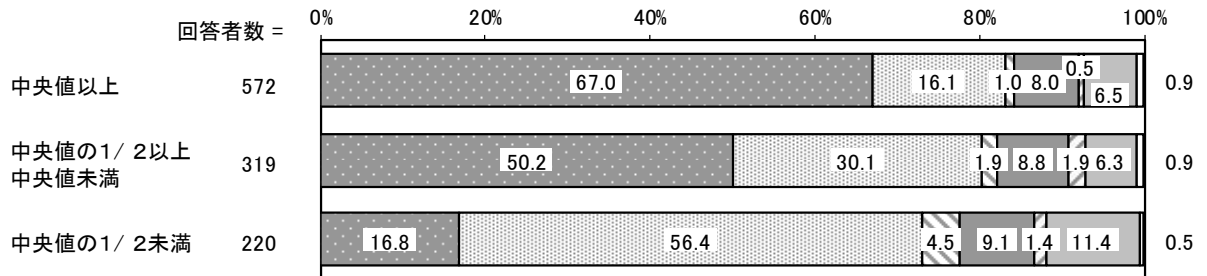


- 取り決めをしており、養育費を受け取っている
- ▨ 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている
- ▨ 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない
- 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない
- 無回答

③就労状況

中央値以上で「勤め（常勤・正規職員）」の割合が、中央値の1/2未満で「勤め（パートまたはアルバイト、非正規職員で1か所に勤務）」の割合が高くなっています。

収入が上がるにつれて、「勤め（常勤・正規職員）」の割合が増加する傾向があります。



- 勤め(常勤・正規職員)
- ▨ 勤め(パートまたはアルバイト、非正規職員で1か所に勤務)
- ▨ 勤め(パートまたはアルバイト、非正規職員で2か所以上に勤務)
- 自営業・家族従業者
- ▨ その他の就業形態
- 仕事をしていない
- 無回答

④経済的理由で経験したこと

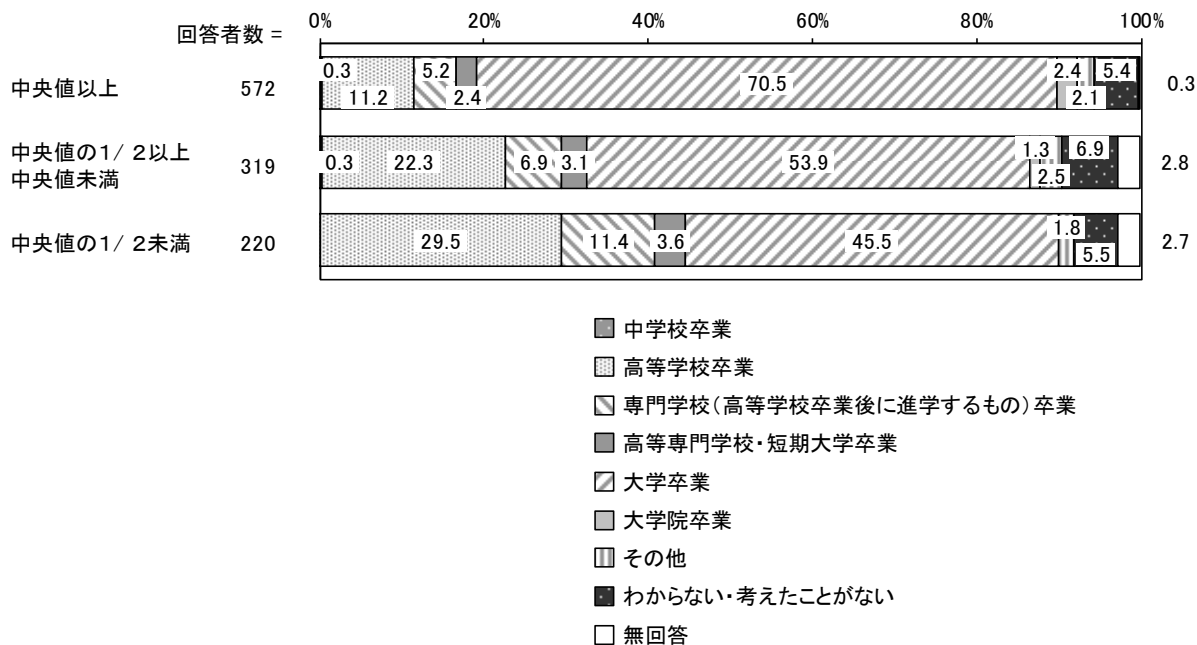
中央値以上で「経験したことがない」の割合が、中央値の1/2未満で「子どものための本、服や靴を買えなかった」、「子どもにこづかいを渡すことができなかった」、「子どもを学習塾や習い事に通わせることができなかった（通信教育を含む）」、「子どもに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった」、「家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」

の割合が高くなっています。

区分	回答者数 (件)	子どもを医療機関に受診させることができなかった	子どもの進路を変更した	子どものための本、服や靴を買えなかった	子どもにこづかいを渡すことができなかった	子どもを学校の遠足や修学旅行に参加させることができなかった	子どもを学校のクラブ活動に参加させることができなかった	子どもを学習塾や習い事に通わせることができなかった (通信教育を含む)	子どもを学校のクラブ活動に参加させることができなかった	子どもが必要とする文具や教材を買えなかった	子どもに誕生日プレゼントやお年玉をあげることができなかった	家族旅行 (日帰りを含む) ができなかった	その他	経験したことがない	無回答
中央値以上	572	0.2	3.3	2.8	2.6	0.7	0.5	6.6	1.2	3.3	16.4	0.7	67.3	10.3	
中央値の1/2以上 中央値未満	319	1.9	6.6	10.3	16.9	1.3	0.9	20.7	2.5	10.0	37.9	1.9	40.4	11.0	
中央値の1/2未満	220	1.8	5.0	22.7	24.1	1.8	3.2	35.0	7.3	22.3	52.3	2.3	26.8	4.5	

⑤子どもの進学先について

中央値以上で「大学卒業」の割合が、中央値の1/2未満で「高等学校卒業」の割合が高くなっています。収入が下がるにつれて、「高等学校卒業」の割合が増加する傾向があります。



⑥子育てをされていて特に大変だと感じること

中央値以上で「子どもの健康管理・食生活の管理」、「子どもの生活態度・生活習慣のしつけ」、「学習塾や習い事の費用」、「仕事と子育ての両立」の割合が、中央値の1/2未満で「生活費全般の確保」の割合が高くなっています。また、中央値の1/2以上中央値未満で「保育料、学費など学校等にかかる費用」、「学習塾や習い事の費用」の割合が高くなっています。収入が下がるにつれて、「生活費全般の確保」の割合が増加する傾向があります。

区分	回答者数(件)	子どもの健康管理・食生活の管理	子どもの生活態度・生活習慣のしつけ	子どもの学力・学習習慣	反抗期や思春期の子どもの接し方	保育料、学費など学校等にかかる費用	学習塾や習い事の費用	将来の進学に向けた学資の準備	生活費全般の確保	子どもと一緒に過ごす時間の確保	仕事と子育ての両立	その他	特にない	無回答
中央値以上	572	32.0	39.7	25.7	17.7	12.2	14.9	26.7	7.2	13.6	26.2	1.4	8.6	7.7
中央値の1/2以上中央値未満	319	24.8	29.5	23.5	12.9	21.0	21.0	34.8	20.4	14.1	19.4	2.5	2.8	10.7
中央値の1/2未満	220	18.6	20.9	18.6	17.7	16.4	10.9	33.2	25.5	12.7	21.4	-	4.1	20.9

⑦保護者自身の生活上の悩み

中央値以上で「特に悩んでいることはない」の割合が、中央値の1/2未満で「生活費に関すること」、「子どもに関すること」、「子どもの養育にかかる費用に関すること」の割合が高くなっています。

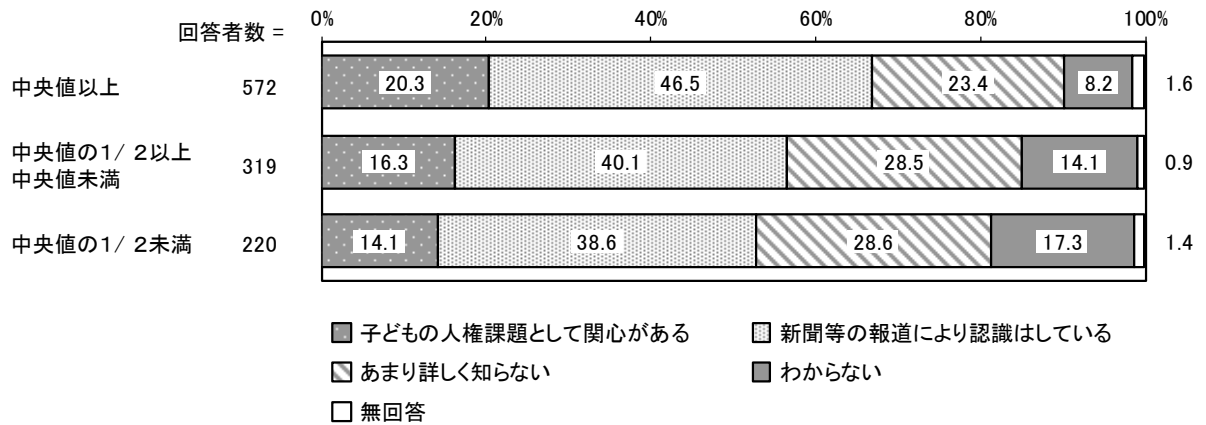
収入が下がるにつれて、「生活費に関すること」、「子どもに関すること」、「子どもの養育にかかる費用に関すること」の割合が増加する傾向があります。

区分	回答者数(件)	仕事に関すること	住宅に関すること	生活費に関すること	健康に関すること	対人関係に関すること	老後に関すること	家族に関すること	子どもに関すること	子どもの養育にかかる費用に関すること	その他	特に悩んでいることはない	無回答
中央値以上	572	35.0	16.6	25.0	21.5	5.4	30.8	11.7	23.4	31.5	2.4	27.8	0.7
中央値の1/2以上中央値未満	319	45.1	26.0	47.3	26.0	6.6	43.3	12.5	27.9	48.6	0.9	11.9	1.3
中央値の1/2未満	220	45.9	29.1	71.8	27.7	9.1	44.5	15.5	33.2	64.5	3.2	7.3	-

⑧ヤングケアラーについて

中央値以上で「子どもの人権課題として関心がある」、「新聞等の報道により認識はしている」の割合が、中央値の1/2未満で「わからない」の割合が高くなっています。

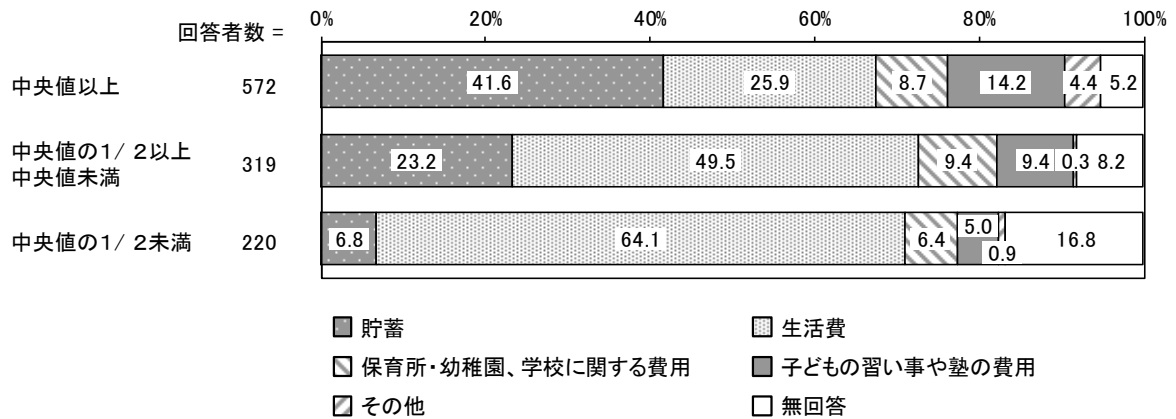
収入が上がるにつれて、「子どもの人権課題として関心がある」、「新聞等の報道により認識はしている」の割合が増加する傾向があります。



⑨ 児童手当・児童扶養手当の活用方法

中央値以上で「貯蓄」の割合が、中央値の1/2未満で「生活費」の割合が高くなっています。

収入が上がるにつれて、「貯蓄」、「子どもの習い事や塾の費用」の割合が増加する傾向があります。また、収入が下がるにつれて、「生活費」の割合が増加する傾向があります。



⑩ 家計における負担感

中央値以上で「住居費（家賃、住宅ローン等）」、「税金」の割合が、中央値の1/2未満で「食費」、「光熱水費」、「通信費（携帯電話、インターネット料金含む）」、「被服費・生活用品費」の割合が高くなっています。

区分	回答者数 (件)	食費	住居費(家賃、住宅 ローン等)	光熱水費	通信費(携帯電話、 インターネット料 金含む)	交際費	教養娯楽費(レジャ ー、旅行代等含む)	被服費・生活用品費	学校に関する教育 費(保育料、学校給 食費等含む)
中央値以上	572	31.1	45.3	22.7	12.8	0.7	2.3	4.7	12.2
中央値の 1/2以上 中央値未満	319	37.6	37.9	28.8	19.7	0.9	2.8	7.5	10.0
中央値の 1/2未満	220	42.3	32.3	35.9	22.7	0.9	3.2	11.4	9.1

区分	学校以外に関する 教育費(塾代等含 む)	医療費	交通費(自家用車等 の維持費含む)	保険料(生命保等)	税金	社会保険料	返済金(キャッシング ・カードローン 等)	その他	無回答
中央値以上	16.1	3.8	4.9	14.0	34.8	15.2	3.1	2.1	9.4
中央値の 1/2以上 中央値未満	15.4	4.1	5.0	11.6	24.8	14.1	8.5	-	10.0
中央値の 1/2未満	13.2	0.9	2.3	10.5	15.0	11.8	6.8	2.7	15.0

⑪支援制度を受ける上で困ったこと

中央値以上で「特にない」の割合が、中央値の1/2未満で「制度を申請する時間がない」、「プライベートな話をすることが負担」の割合が高くなっています。

収入が下がるにつれて、「制度を申請する時間がない」、「プライベートな話をすることが負担」の割合が増加する傾向があります。

区分	回答者数 (件)	知らない 制度についてよく	制度を申請する時 間がない	制度の申請先がわ かりにくい	プライベートな話 をすることが負担	その他	特にない	無回答
中央値以上	572	39.7	8.2	12.6	5.8	4.2	46.0	2.3
中央値の1/2以上 中央値未満	319	42.6	10.3	15.4	17.9	4.4	37.9	2.2
中央値の1/2未満	220	35.5	13.6	15.9	22.7	6.4	37.7	2.7

⑫子どもに対して必要・重要と思う支援

中央値の1/2以上中央値未満で「子どもの医療にかかる経済的支援」の割合が、中央値の1/2未満で「子どもの進学・就学にかかる経済的支援」、「子育て一般にかかる経済的支

援（児童手当等）」の割合が高くなっています。

収入が下がるにつれて、「子どもの進学・就学にかかる経済的支援」、「子育て一般にかかる経済的支援（児童手当等）」の割合が増加する傾向があります。

区分	回答者数（件）	子どもの学習支援	子どもの放課後の居場所づくり	子ども自身が生活のことなどの悩みを相談できる場所	子どもの医療にかかる経済的支援	子どもの進学・就学にかかる経済的支援	子どもの進学・就学等） 経済的支援（児童手当等）	子育て一般にかかる経済的支援（児童手当等）	その他	わからない	特にない	無回答
中央値以上	572	46.9	29.9	23.1	27.1	62.8	53.0	3.7	3.5	5.8	0.5	
中央値の1/2以上 中央値未満	319	53.0	28.8	21.6	34.2	74.9	64.3	3.1	2.5	1.6	1.3	
中央値の1/2未満	220	54.5	22.3	24.5	30.0	83.6	72.3	3.6	3.2	1.4	—	

⑬あなたが現在必要・重要と思う支援

中央値以上で「病気や出産、事故などがあつたときに一時的に子どもを預かってもらえること」、「特にない」の割合が、中央値の1/2未満で「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」、「資格取得のための支援が受けられること」、「就職のための支援が受けられること」、「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「一時的に必要な資金を貸してもらえること」、「食べるものがなくて困ったときに支援が受けられること」の割合が高くなっています。

収入が下がるにつれて、「離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること」、「資格取得のための支援が受けられること」、「就職のための支援が受けられること」、「住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」、「一時的に必要な資金を貸してもらえること」、「食べるものがなくて困ったときに支援が受けられること」の割合が増加する傾向があります。

区分	回答者数（件）	同じような悩みをもった人同士で知り合えること	民生委員・児童委員など地域の人が支援が受けられること	離婚のことや養育費のことなどについて専門的な支援が受けられること	病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること	資格取得のための支援が受けられること	就職のための支援が受けられること	住宅を探したり、住宅費を軽減したりするための支援が受けられること
中央値以上	572	12.9	6.6	7.5	17.5	17.8	12.2	18.5
中央値の1/2以上 中央値未満	319	9.4	3.4	10.3	14.4	23.8	14.7	32.6
中央値の1/2未満	220	12.7	4.1	18.2	13.2	29.1	25.5	41.4

区分	病気や出産、事故などがあつたときに一時的に子どもを預かってもらえること	一時的に必要な資金を貸してもらえないこと	食べるものがなくて困ったときに支援を受けられること	その他	わからない	特にない	無回答
中央値以上	25.2	9.8	12.8	2.6	8.2	30.1	3.3
中央値の1/2以上 中央値未満	23.8	17.6	19.7	2.2	8.8	15.4	3.8
中央値の1/2未満	19.1	23.6	31.4	3.6	12.3	6.4	1.8

(3) 調査結果から見えてきた課題・方向性

①子どもの貧困対策という視点を持った施策展開

調査結果をみると、子ども・保護者ともに、等価世帯収入の水準により生活状況や気持ちの面において差が見られました。これは、子どもの貧困は保護者の就労環境、教育・学力、子育て世帯の日常的な人間関係等、様々な要素が混在していることから、単に福祉給付的な対策のみによるものではなく、対策面ではそれぞれが連携して総合的に推進していく必要があることを示しています。

現在の子育て世帯を支える取り組みは、子育て支援、保健医療、生活保護等の切り口から施策を実施していますが、今後は新たに「子どもの貧困対策」という視点から、課題分析や施策の立案等を進めていく必要があります。

②支援施策の方向性

貧困対策については経済的な支援だけでなく、就労支援や教育・学力支援を求める保護者も多いことが分かりました。特に就労については、保護者が安定した職に就き一定の収入を得ることは、生活基盤を安定させるために重要であると同時に、経済的な不安感を減少させることにより、気持ちに余裕をもって子どもと向き合い、過ごす時間が増えることが期待できるなど中長期的に見て効果の高い支援であると考えられます。

また、支援が必要な世帯を必要な支援につなげていく取り組みも重要であり、ネウボランドだいとう（子育て世代包括支援センター）を利用者支援の中核に位置付け、子どもの貧困対策に係る情報の集約と、利用者に対するコンシェルジュの役割を果たすことにより、利用者と支援対策を「つなぐ」機能を強化します。

目次

- P 1 第1章 計画見直しにあたって
- P 3 第2章 大東市における幼児教育・保育を取り巻く状況
- P 7 第3章 地域子ども・子育て支援事業の中間見直しについて
- P 1 0 第4章 子どもの貧困対策計画